

立川市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行による。

立川市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年立川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（所得制限） 第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者とししない。 2 ……略…… （助成の範囲） 第6条 ……略…… 2 前項の<u>規定による</u>助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。	（所得制限） 第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者とししない。 2 ……略…… （助成の範囲） 第6条 ……略…… 2 前項の助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の立川市義務教育就学児医療費助成条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。